

令和元年度

四日市市任期付職員(保健師)採用試験要項

受付期間 随時受付

四日市市総務部人事課

1 募集職種と採用予定人員

募集職種	主な職務概要	採用予定人員
保健師(任期付職員)	健康管理・メンタルヘルス対策など、市職員の健康管理に関わる業務	1人

(注) 選考の結果、適任の方がいない場合は、採用を見合わせる場合があります。

2 応募期間 随時受付

採用者が決定次第、募集を締め切ります。
受験については1人につき1回までとします。

3 任用期間 採用日から令和4年3月31日まで

採用日は、応募状況に応じて決定します。
ただし、採用日から5年を超えない年度末までの範囲内で、その任期を更新することがあります。

4 受験資格

次の要件をすべて満たす人が、受験できます。

- (1) 保健師免許を有する人で、申込の時点で保健師としての実務経験が3年以上ある人(※)
- (2) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人
- (3) 外国籍の人は永住者または特別永住者の在留資格を有する人

☆ 地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 職務経歴について

- (1) 正規、非正規などの雇用形態は問いません。
- (2) 複数の職務経歴がある場合は通算することができますが、同一期間に複数個所で勤務した場合は、通算できるのはいずれか一つの職務経歴のみです。
- (3) 休業等（育児休業、介護休業等）により実際の業務に従事しなかった期間については、職務経歴期間に通算できません。
- (4) 職務経歴の確認のため、最終合格発表後に職歴証明書等の提出を求めます。職務経歴の証明ができなかった場合は、採用されません。
- (5) 職務経歴期間は、申込の前月末日までの期間を通算します。

5 試験内容

試験内容	試験内容	試験日時等
小論文	与えられたテーマについての論文試験	小論文のテーマ・様式・提出期限等は、申込受付後にお知らせします。指定の期限までに人事課に提出いただきます。
面接	個別面接試験	日時等については、申込受付後にお知らせします。

※ 合格発表は、受験者に文書で通知します。

※ 採用内定者には、健康診断を受診していただきます。

6 受験手続

(1) 提出書類

- ◇ 受験申込書 1部（市規定用紙。3か月以内に撮影の上半身・脱帽の写真(30×40mm)を貼ること。）
* 学歴については、学部学科名まで記載し、卒業、中退等を明示してください。
- ◇ 受験票 1部（市規定用紙。受験申込書と同一写真を貼り、受験申込書から離さないこと。）
- ◇ 保健師免許証の写し 1部
- ◇ 返信用封筒（長形3号） 1通（宛名を明記し82円分の切手を貼り、氏名の後に「様」を書いてください。）
- ◇ 在留資格を証明する書類（住民票など） 1部（外国籍の人のみ）（個人番号情報は不要です）

※ 受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

なお、提出書類については返却いたしません。

※ 車いす等を使用しているなど、受験時における配慮が必要な方は、受験申し込みの際にその旨を申し出てください。

※ 受験申込書に虚偽の記載等が確認された場合は、採用が取り消されることがあります。

(2) 提出先・問い合わせ先

四日市市諏訪町1番5号 (〒510-8601) 四日市市役所 総務部 人事課

☎ (059) 354-8120

E-mail jinji@city.yokkaichi.mie.jp

- * E-mailでの申し込みは受け付けていません。郵送または人事課へ直接持参して申し込んでください。
- * 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）。
- * 郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書きして下さい。

7 勤務条件等

(1) 給与等

- ☆ 一般職の地方公務員（四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年条例第9号）第2条第2項の規定による一般任期付職員）としての採用となります。
- ☆ 給与は原則として、実務経験年数や実績等に応じ、一般職員に準じて決定されます。

一般行政職職員の例
(地域手当を含む)

給料の級	平均年齢	平均給料額 (円)
2級	28歳	約23万円
3級	36歳	約27万円
4級	39歳	約34万円

(数値は平成31年4月1日現在のもの)

- ☆ 諸手当として扶養手当、通勤手当、住居手当、地域手当、期末・勤勉手当などが支給されます。
- ☆ 制度改正により、金額等が変更される場合があります。

(2) 勤務場所 総務部人事課

(3) 勤務時間・休日・休暇等

- ☆ 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（1週当たり38.75時間）
- ☆ 休日 土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～1月3日
- ☆ 休暇 年次有給休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引等）

(4) 福利厚生

- ☆ 共済組合・職員共済会の事業として、各種福利厚生事業の充実を図っています。
- ☆ 各種健康診断や人間ドックなどの実施により、健康な職場づくりを進めています。